

援農ボランティア事業実施要領

1. 援農ボランティア事業の基本方針

(1) 本市農業の現状及び課題

本市農業従事者は、6,321名（総農家数：1,529戸うち専業農家163戸/2000農業センサス）で、このうち高齢者（65歳以上の者）は1,934名、従事者全体の約31%の割合を占めており、現に農業従事者の高齢化問題に止まらず、時間の経過とともに発生している遊休農地の増加や後継者不足など総合的にこれら諸問題に対応する必要性がある。

本市の農業は、都市化の進展に伴い経営耕地面積が年々減少し、一戸あたりの経営面積も小規模で散在し、かつ、農産物の価格が不安定であるなどマイナス要素がある一方、市場出荷や庭先販売等、意欲的な経営が行われている現状もある。

これを継続するには、市民の農業に対する理解が不可欠であることはいうまでもなく、市・農業委員会・農家・農業協同組合とが一体となって、積極的にPR活動を行うなど、啓発活動に努める必要がある。

本市では、市民の農業に対する理解を提供する場として、市民農園を設置し、多くの市民が土いじりを望んでいる実態があり、特に、高齢者は野菜づくりに生きがいを感じ、立派な野菜を作る人が多くなっていることから市民が農作業を行える場の提供が必要となっている。

(2) 本事業の基本方針

農業・農村は、国民に対する農産物の供給を担うとともに、近年の緑や土に対する高まりを背景として、観光農園等による食教育・農業体験・レクリエーションの場の提供、さらには緑や防災空間の提供等国民生活に大きな役割を果たしている。

このような中で、農地の有効利用の促進と担い手の確保は、平成17年3月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策として取り上げられている。

また、対策として都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進が提言されている。

近年の急激な都市化の進展が農業に与えた影響は極めて大きく大小さまざまな住宅団地の建設や工場・住宅用地への転用が相次ぎ、急激に農地が減少し、スプロール現象となっており、さらにはこれらの影響が農家構造にも大きく作用し、経営面積の縮小と兼業化への移行、若年労働者の多分野への流出を余儀なくさせられている。農業者の高齢化や後継者不足から未利用農地が増えつつあり、本市においても農業の担い手をめぐる状況は深刻な問題の一つとなっている。

本市では、基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」の中で、「ふれあい農業の推進」を掲げ、高齢者が安心して農業を続けることができるよう、農業に関心を持つ一般市民が農家の農作業を手助けする援農ボランティア事業の確立を図る。

2. 援農ボランティア事業実施要領

(1) 目的

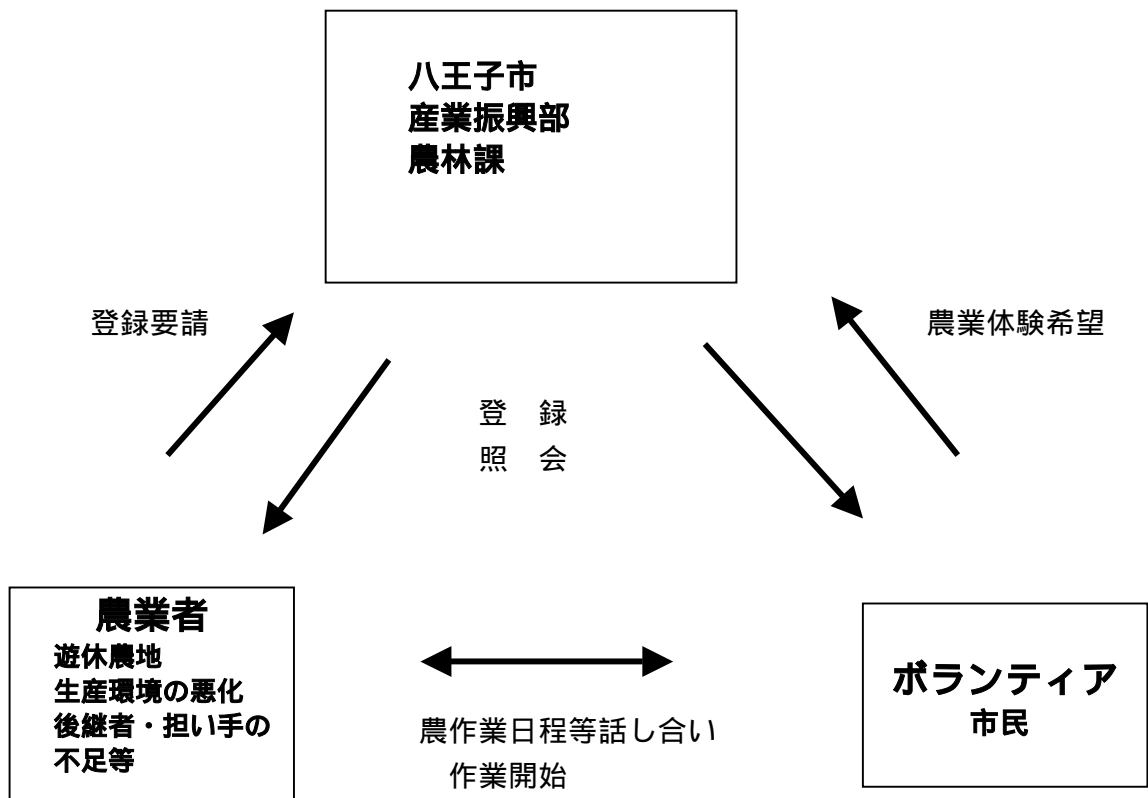
援農ボランティア事業は、農業者の高齢化や担い手不足等から起きる未利用農地の発生を防ぎ、本市の農業を守ることを目的として実施する。

この事業は、ボランティア登録者が農家に出向き、農家の指示により農作業を手伝うもので、将来にわたり市民に新鮮で安全な農産物の提供を図ることや自然環境の維持を目的とする。

ボランティア登録者は、良好な自然環境の中で健康増進、余暇利用が図られ、同時に農業技術を習得できる。

(2) 内容

具体的には、八王子市広報・JA広報誌「あゆみ」により農業体験を希望する市民と援農受け入れを希望する農業者を募集し、両者を結びつける。



(2) 期待できる効果

未利用地化の抑制、農業者と消費者の交流、都市農業現状認識への理解、農産物のPR、農業者のやりがい、プロの農業者からの農業技術の習得、市民の健康増進、高齢化社会における市民の余暇活用などがあげられる。

(3) 農作業の実施方法

援農ボランティア登録者

援農ボランティアに登録を希望する者は別紙1の援農ボランティア登録用紙を八王子市産業振興部農林課に提出する。

援農ボランティア受け入れ農家

援農ボランティアを受け入れようとする農業者は別紙2の援農ボランティア受け入れ申込書を八王子市産業振興部農林課に提出する。

農作業の実施方法

・ 農業者からの援農ボランティア受け入れ要請に基づき、農林課から「援農ボランティア要請」別紙様式3を該当する援農ボランティア登録者に送付する。

・ 援農ボランティアを希望する者は「援農ボランティア要請票」別紙様式3を確認のうえ農業者に連絡をする。

・ 農業者はボランティアを希望する者と面談のうえ、農作業を行う日時や作業内容について説明を行う。

・ ボランティアを希望する者は、農業者の指示によって農作業を行う。

その他

・ ボランティアは農家の指示により農作業を手伝う。

・ 交通費・保険は、ボランティアの負担となる。

・ 農家への最初の案内は市で行います。以後の作業日程は双方で調整する。

・ 市は農家とボランティアの紹介を行い、市は一切の損害賠償は負わない。

・ 援農ボランティアは基本的に無報酬で農作業の補助を行う。

手伝い料は農家が判断する。農産物の供与が好ましい。

平成18年4月1日